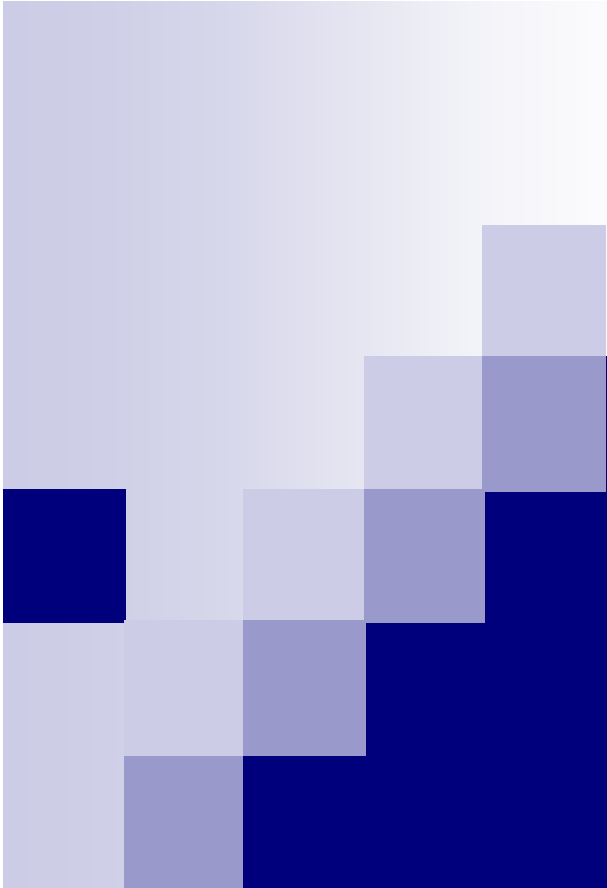




独占禁止法改正法の概要

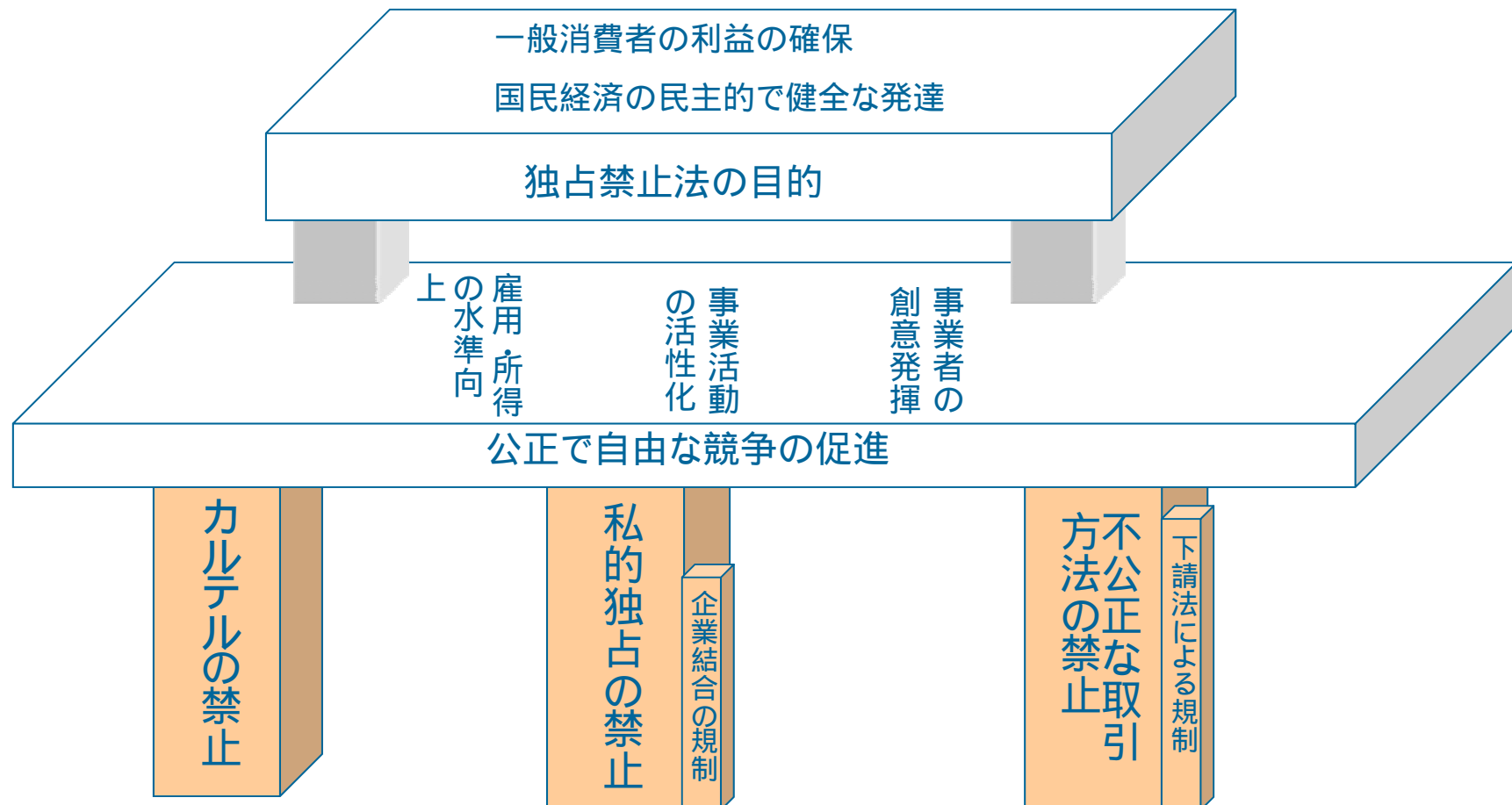
平成21年12月

公正取引委員会事務総局

独占禁止法の概要

独占禁止法第1条

私的独占, 不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し, 事業支配力の過度の集中を防止して, 結合, 協定等の方法による生産, 販売, 価格, 技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより, 公正且つ自由な競争を促進し, 事業者の創意を發揮させ, 事業活動を盛んにし, 雇傭及び国民実所得の水準を高め, 以て, 一般消費者の利益を確保するとともに, 国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。



平成 21 年独占禁止法改正に至る経緯

◎ 平成 17 年改正独占禁止法(平成 17 年 4 月 27 日法律 第 35 号)

1 課徴金算定率の引き上げ

- ・ 製造業等＝大企業 6%，中小企業 3% ➡ 大企業 10%，中小企業 4%
- ・ 繰返し違反行為を行った場合，上記の算定率を 5 割加算した率
- ・ 違反行為を早期にやめた場合，上記の算定率を 2 割軽減した率

2 課徴金減免制度の導入

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| { | 立入検査前の 1 番目の申請者＝課徴金を免除
立入検査前の 2 番目の申請者＝課徴金を 50% 減額
立入検査前の 3 番目の申請者＝課徴金を 30% 減額
立入検査後の申請者＝課徴金を 30% 減額 | } | 対象事業者数 合計 3 社 |
|---|---|---|---------------|

3 犯則調査権限の導入

- ・ 刑事告発のために，犯則調査権限の導入

4 審判手続等の見直し

- ・ 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い，不服があれば審判を開始（勧告制度を廃止）

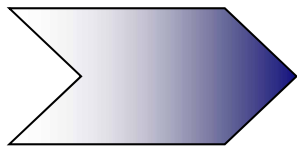
附 則

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



平成21年独占禁止法改正に至る経緯

- 独占禁止法基本問題懇談会報告書（平成19年6月26日）
- 独占禁止法の改正等の基本的考え方（平成19年10月16日）
- 第169回通常国会へ法案提出（平成20年3月）
- 第171回通常国会へ法案提出（平成21年2月）
 - 4月27日 衆議院可決
 - 6月 3日 参議院可決
 - 6月10日 公布



平成22年1月1日より施行



平成 2 1 年独占禁止法改正法（骨子）

- 1 . 課徴金制度等の見直し
- 2 . 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ
- 3 . 企業結合規制の見直し
- 4 . その他所要の改正

1. 課徴金制度等の見直し

【課徴金の対象となる行為類型の拡大】

- 排除型私的独占
- 不当廉売, 差別対価,
共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
(同一の違反行為を繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

現行法
↓
(改正法)

課徴金算定率 ()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

+ 改正法で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

- 主導的事業者に対する課徴金を割増し
・カルテル・入札談合等を主導した事業者に対し, 課徴金を5割増しする
- 課徴金減免制度の拡充
・共同申請: 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める
・減免申請者数の拡大: 調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし, 調査開始後は最大3社まで)に拡大する
(現行3社)
- 事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令を可能にする
- 排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長する

課徴金の対象となる行為類型の拡大(排除型私的独占)

排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針(平成21年10月28日)

排除型私的独占

= 事業者が他の事業者の事業活動を排除する行為
(**排除行為**) により、公共の利益に反して、
一定の取引分野における競争を実質的に制限

排除行為

= 他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする行為であって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにつながる様々な行為

第1 公正取引委員会の執行方針

商品のシェアが
おおむね2分の1超

かつ、**国民生活に与える影響が大きい事案**を優先的に審査



・これまでのほとんどの事件において、違反行為者は高いシェア
・行為者のシェアが高い場合に市場閉鎖効果を持つ

※ 当該基準に合致しない事案であっても
審査を行う場合がある。

※ 審査の結果、排除型私的独占と認め
られない場合であっても、不公正な取引
方法等になる場合がある。

第2 排除行為

排除行為は多種多様

典型行為を類型化

(1) 商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価設定

ある商品について、その商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価を設定する行為

(2) 排他的取引(排他的リベートの供与を含む)

相手方に対し、自己の競争者との取引を禁止し、又は制限することを取引の条件とする行為

(3) 抱き合わせ

相手方に対し、ある商品の供給(又は購入)に併せて他の商品を購入(又は供給)させる行為

(4) 供給拒絶・差別的取扱い

供給先事業者が市場(川下市場)で事業活動を行うために必要な商品について、合理的な範囲を超えて供給の拒絶や差別的な取扱いをする行為

※ このほかの非典型的な行為も排除行為となり得る。

競争者と競合する販売地域・顧客に限定して行う価格設定行為、他の事業者の事業活動を妨害する行為等

これらの行為について
・商品に係る市場全体の状況
・行為者・競争者の
市場における地位
・行為の期間
・行為の態様 等
の事項を総合的に考慮して
排除行為該当性を判断

第3 一定の取引分野における競争の実質的制限

一定の取引分野

○ 排除行為により影響を受ける範囲

具体的行為や取引の対象・地域・態様等に
応じて決定

必要に応じて、商品の範囲・地理的範囲
の観点を考慮

競争の実質的制限

○ 市場支配的状態の形成・維持・強化

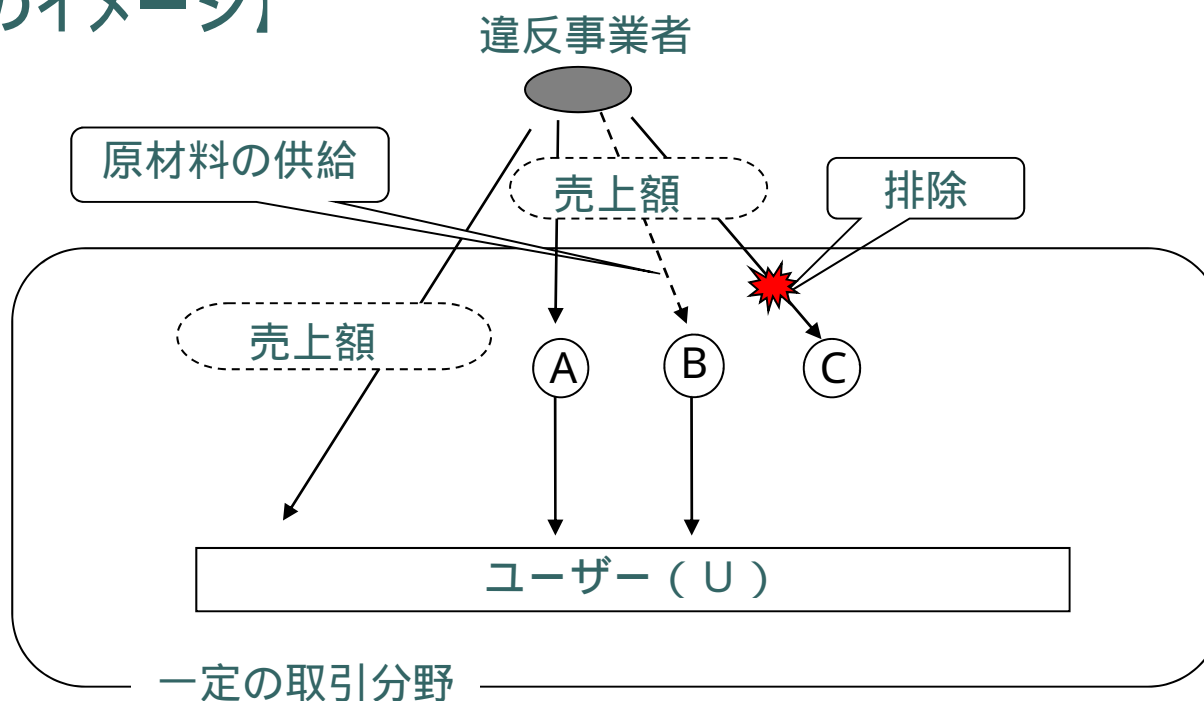
以下の事項を総合的に考慮して判断

- ・行為者の地位及び競争の状況
- ・潜在的競争圧力
- ・需要者の対抗的な交渉力
- ・効率性
- ・消費者利益の確保に関する特段の事情

課徴金の算定方法： 排除型私的独占

違反行為の対象商品等の売上額 × 6 %
(小売業 2 % , 卸売業 1 %)

【売上額のイメージ】



課徴金の対象となる行為類型の拡大(不公正な取引方法)

- 不当廉売, 差別対価, 共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
 - 違反要件の法定化
 - 同一の違反行為類型を10年以内に繰り返した場合
 - 違反行為の対象商品等の売上額 $\times 3\%$
(小売業 2% , 卸売業 1%)
- 優越的地位の濫用
 - 違反要件の法定化
 - 継続して行う場合
 - 違反行為に係る取引先との取引額 $\times 1\%$

課徴金の対象となる行為類型の拡大(不公正な取引方法)

* 違反要件の法定化

(1) 共同の取引拒絶

正当な理由なく、競争者と共同して、
ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること
他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること

(2) 差別対価

不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

課徴金の対象となる行為類型の拡大(不公正な取引方法)

* 違反要件の法定化

(3) 不当廉売

正当な理由なく、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

(4) 再販売価格の拘束

正当な理由なく、自己の供給する商品を購入する相手方に対し、

その販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束する条件を付けて、当該商品を提供すること

その販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させる条件を付けて、当該商品を提供すること

課徴金の対象となる行為類型の拡大(不公正な取引方法)

* 違反要件の法定化

(5) 優越的地位の濫用

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして、不当に、

継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。において同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること

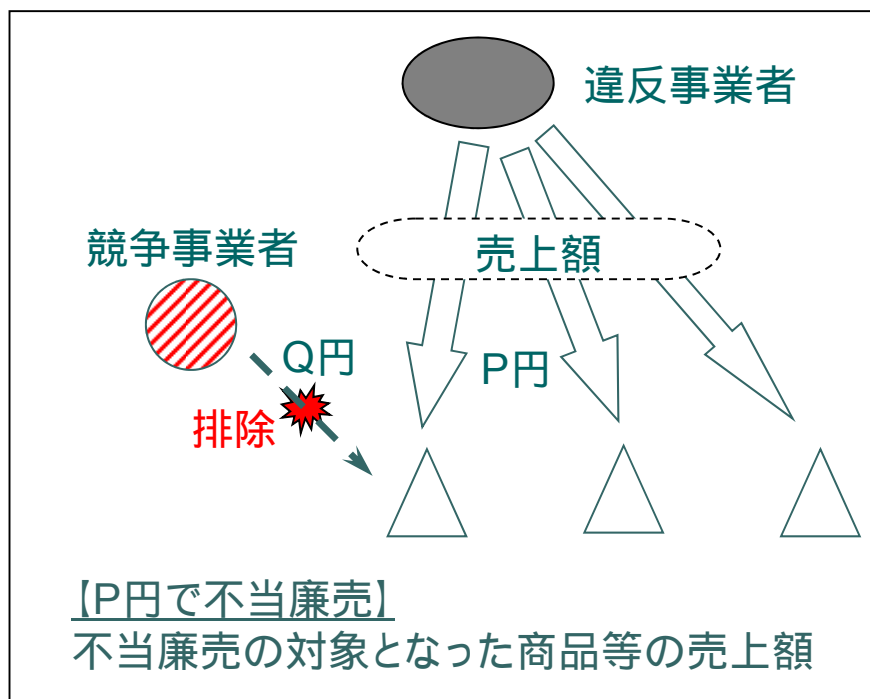
継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること

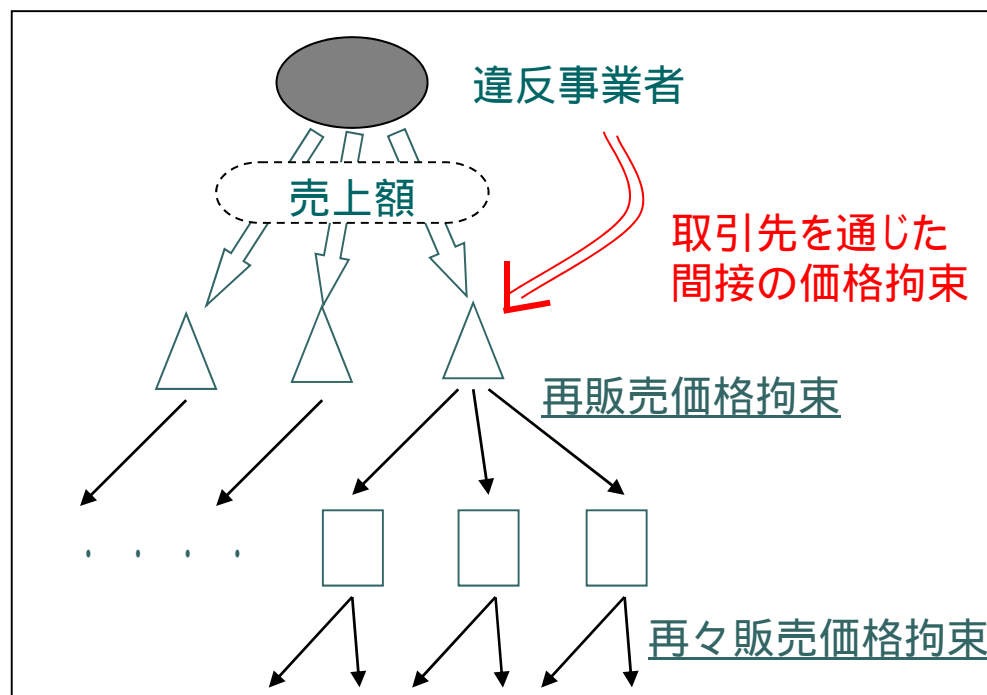
課徴金の算定方法:

違反行為の対象商品等の売上額 × 3 %
(小売業 2 % , 卸売業 1 %)

【不当廉売】

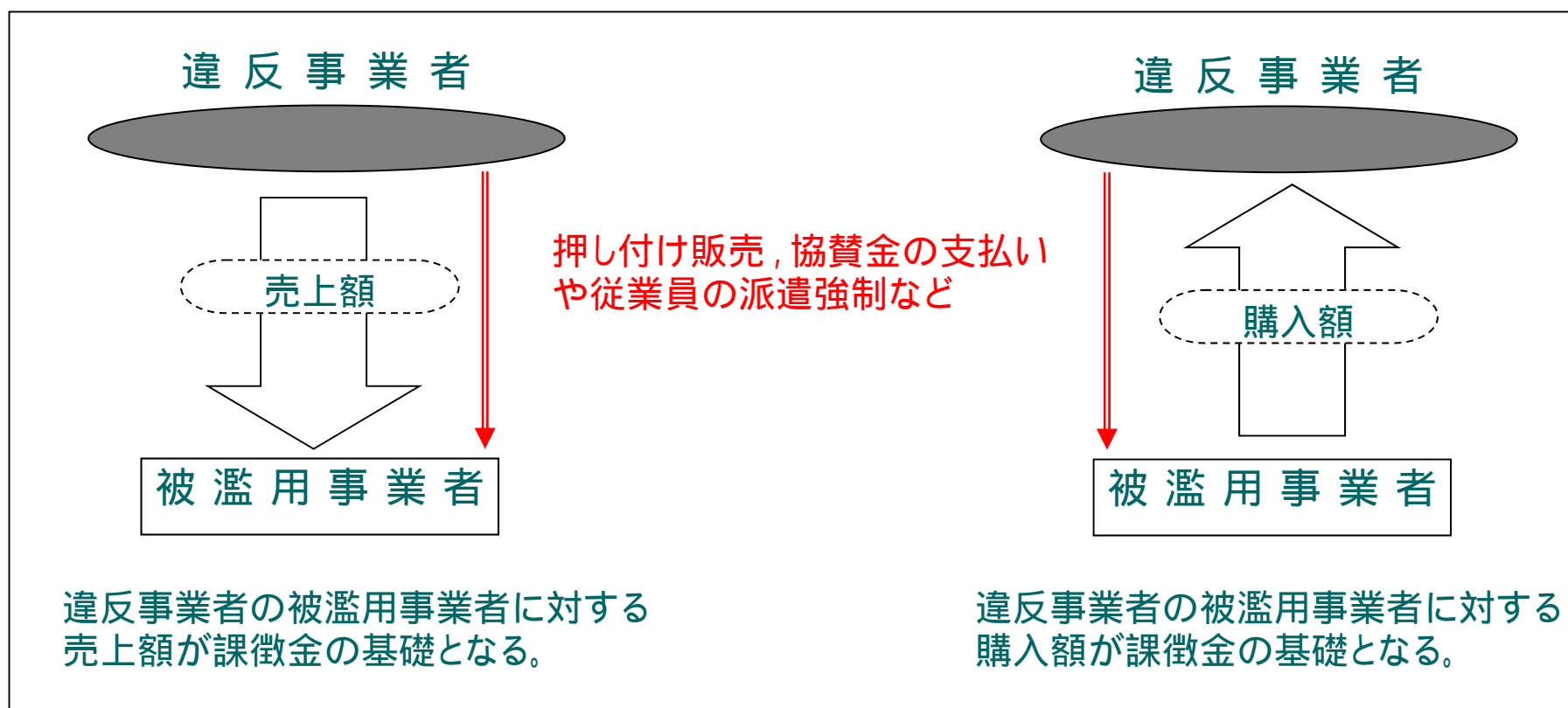


【再販売価格の拘束】



違反行為に係る取引先との取引額 × 1 %

【優越的地位の濫用】



各行為類型ごとの課徴金減免制度等の適用一覧

	課徴金減免 申請	繰り返し違反 (5割増)	主導的事業者 (5割増)	早期離脱 (2割減)	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限 (入札談合・価格カルテル等)	○	○	○	○	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
支配型私的独占	×	○	×	×	10%	3%	2%
排除型私的独占	×	○	×	×	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等の4類型	×	×	×	×	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	×	×	×	×	1%		

()内は中小企業の場合の算定率

主導的な役割を果たした事業者 に対する課徴金の加算

- カルテル・入札談合等が対象
- 課徴金を5割増(例:大企業・製造業等の場合10%→15%)

割増率の対象となる事業者

- 違反行為をすることを企て、他の事業者に違反行為をすることを要求し、当該違反行為をさせた者
- 他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対して対価、取引の相手方等を指定した者 等

→ 主導的事業者 + 違反行為の繰り返し(算定率が2倍に)
(例:大企業・製造業等の場合 10% → 20%)

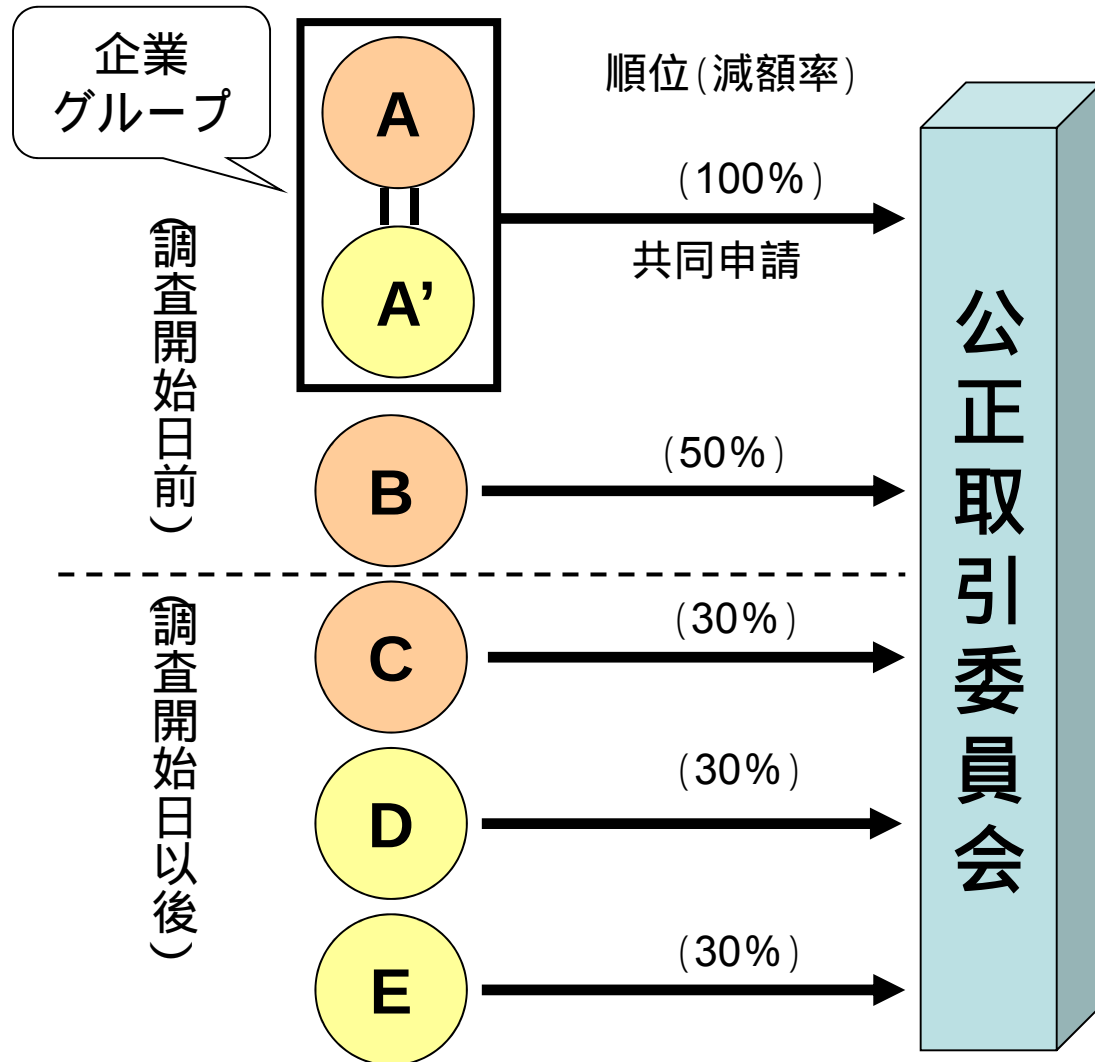
課徴金減免制度の拡充

共同申請

一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認め、すべての共同申請者に同一の順位を割り当てる

減免申請者数の拡大

調査開始前と開始後で併せて5社まで
(ただし、調査開始後は最大3社まで)

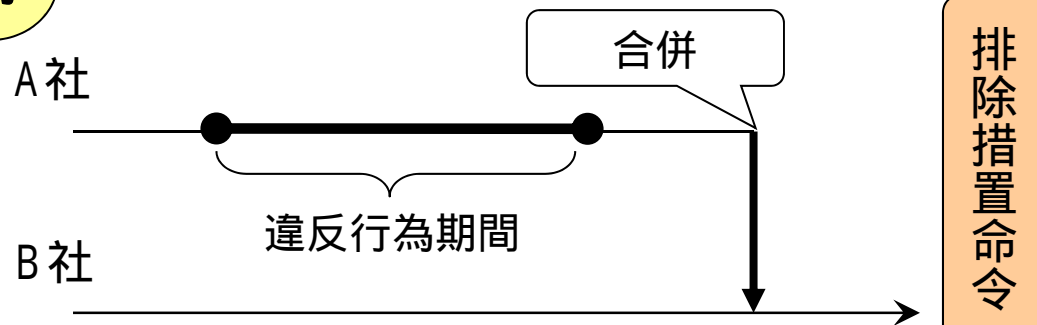


合併、分割又は譲渡が行われた場合における 排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人の取扱い

排除措置命令

合併、分割又は譲渡により、違反行為に係る事業を引き継いだ存続会社等に対しても排除措置を命ずることができる旨を明確化

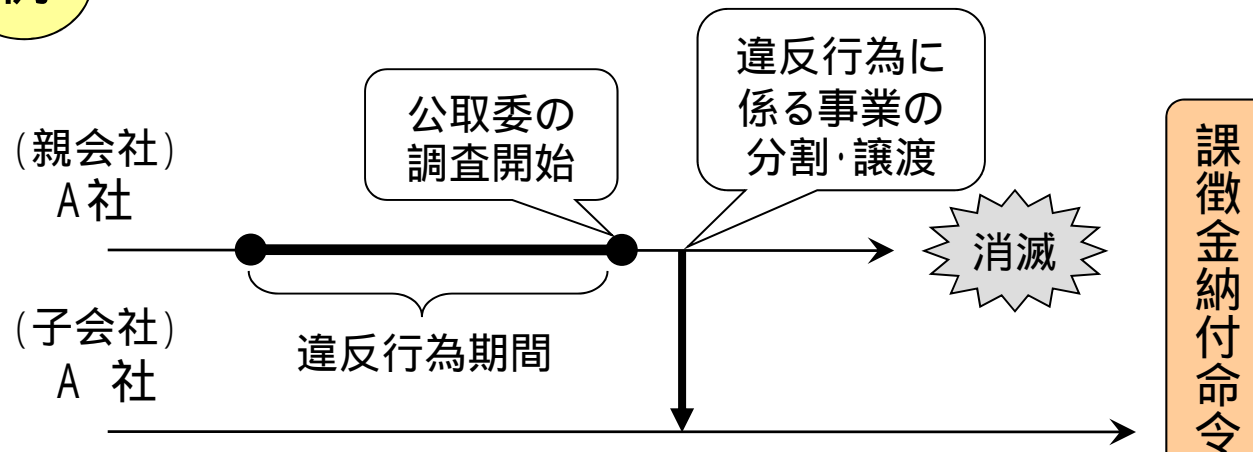
例



課徴金納付命令

一定の場合に、分割又は譲渡によって違反行為に係る事業を引き継いだグループ会社に対して課徴金の納付を命ずる旨を規定

例



課徴金納付命令等に係る除斥期間の延長

- 除斥期間（※）を徒過したことにより，課徴金納付命令等を行えない事例に対処するため，課徴金納付命令等に係る除斥期間を，現在の３年から５年に延長。

違反行為がなくなってから命令を行うまでの期間の上限

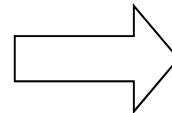
(参考)国内他法令，米国・EUの競争法の金銭的不利益処分を除斥期間

法令等	国税通則法 (過少申告，無申告，不納付)	金融商品取引法 (インサイダー取引等)	公認会計士法 (財務書類の虚偽証明)	米国・反トラスト法 (カルテル等)	EU・競争法 (カルテル等)
除斥期間	加算税：５年 重加算税：７年	課徴金：３年	課徴金：７年	刑事罰：５年	制裁金：５年 (最長１０年)

2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

カルテル・入札談合等は後を絶たず、法人のみならず、実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であること、
他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても、低い水準に留まること、
から、不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引き上げる。

【現行】
3年以下の懲役又は500万円
以下の罰金



【改正法】
5年以下の懲役又は500万円
以下の罰金

他の経済関係法令及び諸外国競争法における自然人に対する懲役刑等の上限

法令等	金融商品取引法		特許法		不正競争防止法		米国・反トラスト法 (カルテル等)	カナダ・競争法 (カルテル等)	オーストラリア・ 競争法 (カルテル等)
	インサイダー 取引等	風説の 流布等	特許権等 みなし侵害	特許権等 侵害	不正競争 行為等	営業秘密 の詐取等			
懲役等	5年	10年	5年	10年	5年	10年	10年	5年(注)	10年

※2009年3月に改正法が成立し、禁錮刑の上限が14年に引き上げられた(2010年3月施行予定)。

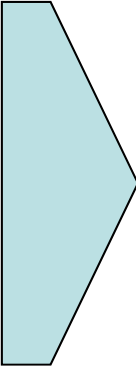
3. 企業結合規制の見直し

(改正の背景)

- 経済活動のグローバル化
- 企業の組織再編の多様化

(改正の方向)

- 国際的な制度の調和
- 企業等関係者の負担軽減
- 企業結合審査の効率化



届出報告制度
の見直し

株式取得についての 事前届出制度の導入，届出基準の見直し等

- 会社の株式取得について，合併等の他の企業結合と同様に事前届出制を導入
- 届出基準の変更
株式取得会社： 直接の親会社・子会社を含めた総資産合計額100億円超等
➡ 企業結合集団(※1)の国内売上高200億円超
株式発行会社： 単体総資産額10億円超
➡ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高50億円超

※1 当事会社の「最終親会社」及びその子会社のグループ。子会社及び親会社については，会社法等の子会社概念及び親会社概念(実質基準)を用いる。なお，組合(任意組合，投資事業有限責任組合等)も子会社に含まれる。

- 届出閾値の簡素化(3段階から2段階へ)
単体ベースで10%超，25%超，50%超
➡ 企業結合集団ベースで20%超，50%超(政令で規定)
- 事前届出が困難な場合(※2)等について届出を免除

※2 公取委規則において，株式の分割，併合及び無償割当てによって株式を取得する場合，取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその対価として交付される株式を取得する場合等について規定。

- 外国会社の場合にも同様の基準(※3)

※3 これまでは株式発行会社の国内の営業所等の売上高10億円超を届出基準としていた。

- 組合を通じた株式取得についてのみなし規定の整備(※4)

※4 組合(任意組合，投資事業有限責任組合等)を通じて株式を取得しようとする場合について，当該組合の直接の親会社が株式を取得しようとするものとみなして届出を求める。

合併、分割、事業等の譲受けについての届出基準の見直し 共同株式移転についての実体規定・届出規定の整備等

合併、分割、事業等の譲受けについての届出基準の見直し

- 合併、分割
 - ・ 企業結合集団の国内売上高200億円超の会社と企業結合集団の国内売上高50億円超の会社の合併、分割が行われる場合等に届出を求める。
 - ・ 企業結合集団内の合併、分割については届出を免除。
 - ・ 外国会社の場合にも同様の基準。
- 事業等の譲受け
 - ・ 企業結合集団の国内売上高200億円超の会社が国内売上高30億円超の他の会社の事業の全部を譲り受けようとする場合等に届出を求める。
 - ・ 企業結合集団内の事業等の譲受けについては届出を免除。
 - ・ 外国会社の場合にも同様の基準。

共同株式移転についての実体規定・届出規定の整備

- 共同株式移転(※)について、合併等と同様の実体規定及び届出規定を整備。

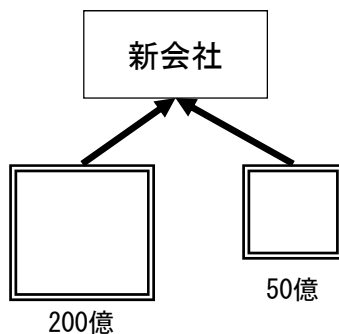
※ 2以上の会社が持株会社を設立し、株式移転を行うことにより、当該持株会社の子会社となること。

その他

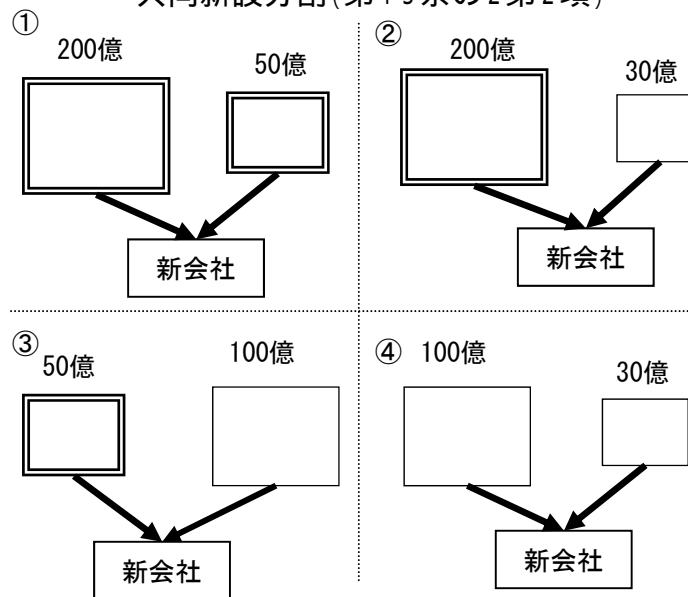
- 第17条の2(排除措置)、第18条(合併等の無効の訴え)、第91条(株式保有、役員兼任等の制限の禁止違反の罪)等について所要の改正。

改正後における届出制度の概要

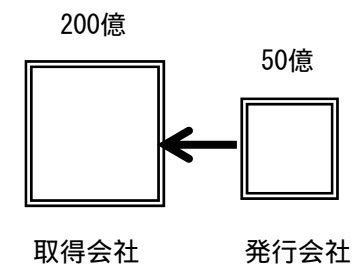
共同株式移転
(第15条の3第2項)



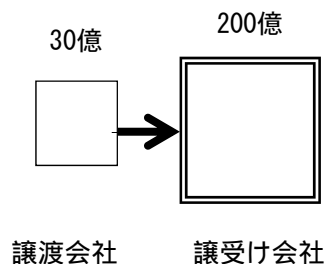
共同新設分割(第15条の2第2項)



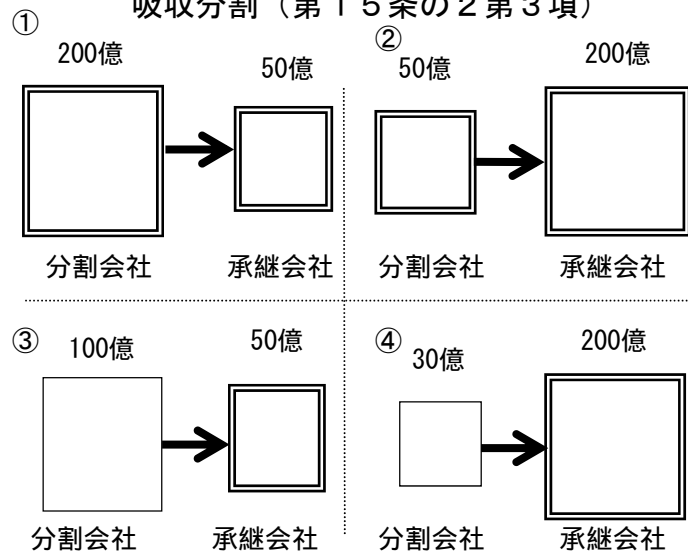
株式取得
(第10条第2項)



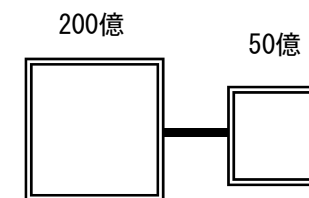
事業等譲渡
(第16条第2項)



吸収分割(第15条の2第3項)



合併(第15条第2項)



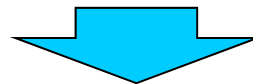
※一重囲いは単体ベースの承継部分に係る国内売上高、二重囲いは企業結合集団(株式取得における株式発行会社については自社及びその子会社)の国内売上高合計額を示す。また、図の矢印は株式・事業等の移転の方向を示す。

4. その他所要の改正

- 海外当局との情報交換に関する規定の導入
- 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し
 - ・違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合には、開示を制限できる旨を明確化
- 差止訴訟における文書提出命令の特則の導入
 - ・私人による不公正な取引方法に係る差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができる
- 損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し
 - ・損害額に関する義務的な求意見制度を改め、裁判所が必要に応じて公正取引委員会の意見を求めることができる制度とする
- 職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
 - ・10万円以下の罰金→100万円以下の罰金
- 事業者団体届出制度の廃止

差止請求訴訟における 文書提出命令の特則の導入

不公正な取引方法に係る差止請求訴訟(24条訴訟)においては、帳簿書類等の違反行為の主張・立証に係る証拠が、民事訴訟法における文書提出義務からの除外事項(営業の秘密等)に当たり、文書提出命令が行われない蓋然性が高い。



文書提出命令の特則を導入

(注)既に知的財産関連法において導入されている。

- 裁判所は、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、文書提出命令に基づき文書の提出を求めることができる(法第83条の4第1項)。
- 裁判所が事前に書類を見て提出義務の有無を判断する手続(いわゆるインカメラ手続)の採用(法第83条の4第2項)。
- 訴訟関係人に対する秘密保持命令を導入(法第83条の5)。

➡ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金

5. 審判制度の検討

改正法附則第20条第1項

現在の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国会附帯決議(抄)

(平成21年4月24日衆議院経済産業委員会、同年6月2日参議院経済産業委員会)

- 一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。